

平成30年12月25日

泉佐野市長 千代松 大耕 様

泉佐野市監査委員 明 松 優
同 西 野 辰 也

監査結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により、下記のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

記

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査及び同条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象部課

都市整備部【都市計画課、建築住宅課及び道路公園課】

3 監査の対象期間

平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
ただし、必要に応じて他年度を含む。

4 監査の実施期間

平成30年10月22日から平成30年11月30日まで

5 監査の実施方法

監査対象部課の財務に関する事務の執行が、関係法令及び条例規則等の規定に基づき適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効果的に事務事業が運営されているかという点に留意し、併せて、事務の執行が地方自治法第2条第14項及び第16項の規定に則ってなされているかという点に留意し、監査資料の提出を求めるとともに、関係帳簿等の実査及び提出資料に基づく監査対象部課職員からの説明聴取により監査を実施した。

6 監査の着眼点

今回の監査を実施するに当たり、財務に関する事務の執行及び事務事業の運営に関する内容について、以下の項目に着眼して実施した。

(1) 文書の管理について

簿冊の保管、特に、個人情報記載文書の保管が適切に行われているか。

(2) 公印の管理について

公印の保管及び管守が適切に行われているか。

(3) 現金（公金）等の保管について

現金、通帳及び切手等の保管が適切に行われているか。

(4) 収入及び支出事務について

① 収納又は徴収が適切に行われているか。

② 資金前渡の精算が適切に行われているか。

(5) 旅費について

① 出張命令簿への記入漏れや押印漏れ等の不備はないか。

② 旅費の支給されない公用車使用による場合でも出張命令簿に記載されているか。

③ 旅費の精算が適切に行われているか。

(6) 備品の管理について

備品台帳の整理等が適切に行われているか。

(7) 契約事務について

① 工事契約、委託契約及び賃貸借契約の起案、契約手続、請求及び支出等が適正に処理されているか、また、契約内容と金額が妥当か。

② 業者選定方法は妥当か。

③ 随意契約理由は妥当か。

④ 日付の不備（漏れ、鉛筆書き、矛盾）や印鑑漏れ等の軽微なミスがないか。

⑤ 契約関係書類が適正に作成、整理され、簿冊に保管されているか。

(8) 附属機関等について

法令又は条例に基づき設置されているか。

(9) 補助金・交付金等の交付について

① 交付要綱、要領等が適正に整備されているか。

② 目的及び補助額が適切に設定されているか。

③ 交付事務手続が要綱及び要領に基づき適正に行われているか。

(10) 負担金等の支出について

支出目的及び負担額の計算方法が適切に設定されているか。

(11) 行政財産目的外使用許可及び公有財産貸借状況について

① 目的及び使用料が適切に設定されているか。

② 申請及び許可等の事務処理が適正に行われているか。

(12) 特定事務の状況について

法令等に基づき適切に執行されているか。

(13) 公の施設における指定管理者の業務執行状況について

① 法令及び協定に基づき適切に業務が執行されているか。

② 利用料金制度を適用している場合、法令等に基づき手続が適切に行われているか。

(14) 公金外現金の取扱いについて

① 取扱いの方法等について、要綱等により整理されているか。

② 現金の取扱いについて、通帳、印鑑及び現金の保管が適正に行われているか。

7 監査の対象事務

(1) 都市計画課

① 文書の管理について

② 公印の管理について

③ 現金（公金）等の保管について

④ 収入及び支出事務について

⑤ 旅費について

⑥ 備品の管理について

⑦ 契約事務について

⑧ 附属機関等について

- ⑨ 補助金・交付金等の交付について
- ⑩ 負担金等の支出について
- ⑪ 特定事務の状況について
(都市計画関連業務事業、既存建築物耐震化推進事業、住宅総合助成事業、特定空家対策事業)
- ア 屋外広告物許可の状況について
- イ 耐震化率について
- ウ 耐震化関連補助金の支出について
- エ 住宅総合助成事業助成金の交付状況について

(2) 建築住宅課

- ① 文書の管理について
- ② 公印の管理について
- ③ 現金（公金）等の保管について
- ④ 収入及び支出事務について
- ⑤ 旅費について
- ⑥ 備品の管理について
- ⑦ 契約事務について
- ⑧ 行政財産目的外使用許可及び公有財産貸借の状況について
- ⑨ 特定事務の状況について
(市営住宅管理事務事業)
- ア 市営住宅の入居決定の手続について
- イ 家賃・駐車場使用料等の減免について

(3) 道路公園課

- ① 文書の管理について
- ② 公印の管理について
- ③ 現金（公金）等の保管について
- ④ 収入及び支出事務について
- ⑤ 旅費について
- ⑥ 備品の管理について
- ⑦ 契約事務について
- ⑧ 補助金・交付金等の交付について
- ⑨ 負担金等の支出について
- ⑩ 行政財産目的外使用許可及び公有財産貸借の状況について
- ⑪ 特定事務の状況について
(土地取得事業、長坂城山線道路改良事業、泉ヶ丘庄八池線整備事業、公園施設管理事業)
- ア 用地買収及び取得状況について

- イ 公園使用料（利用料金）の減免について
- ⑫ 公の施設における指定管理者の業務執行状況について
（自転車等駐車場運営事業、公園施設管理事業）
 - ア 泉佐野市立自転車等駐車場における指定管理者の業務執行状況について
 - イ りんくう中央公園における指定管理者の業務執行状況について
- ⑬ 公金外現金の取扱いについて

第2 監査の結果

監査の着眼点に基づき、各課の財務に関する事務の執行及び事務事業の運営について監査を実施した結果は、次のとおりである。

1 都市計画課

おおむね適正に処理されていた。事前監査において見受けられた改善を要する軽微な事項については、口頭により改善を指示した。

2 建築住宅課

行政財産目的外使用にかかる使用者への許可手続に関して一部不適切な処理が見られ、口頭により改善を指示した。

その他の事項については、おおむね適正に処理されており、事前監査において見受けられた改善を要する軽微な事項については、口頭により改善を指示した。

3 道路公園課

おおむね適正に処理されていた。事前監査において見受けられた改善を要する軽微な事項については、口頭により改善を指示した。

第3 意見

1 共通事項

本監査に先立って実施された事前監査の結果、前回の定期監査で指摘があり是正すべき事項が数件あったが、すべて適切に対応していたとのことであった。また、事前監査の際に見受けられた事務処理における軽微な指摘事項については、適時、担当職員に口頭で改善するように指導した結果、速やかに改善されていた。

今回の定期監査においては、財務に関する事務執行及び事務事業の運営については、おおむね適正に処理されており、全般的に特に大きく指摘するような事項は見受けられなかった。都市整備部の各課の業務は、まちづくりの根幹を担う部署だと認識している。限られた人員の中でどの部署も膨大な業務を粛々と適正に事務処理を進めていただいているという印象であった。

また、今後益々進展する少子高齢化社会を背景に、少ない予算や少ない人員で、従来どおりのことが出来なくなることが想定されるため、業務のマニュアル化やリスク管理等、業務の効率化を図っていただきたい。

2 都市計画課

今後迎える少子高齢化の時代に向けて、空き家対策については避けて通れない重要な課題である。誰かが解決せねばならないことであり、行政が率先してその問題解決に粛々と進めていただきたい。

また、将来を見据えたまちづくりの形成のため、今後、都市計画の見直しも必要であると思われることから、十分な検討を進めていただきたい。

3 建築住宅課

行政財産目的外使用にかかる使用者への許可手続に関して一部不適切な処理が見られた。今後は規則に則った手続きを行うようにされたい。

また、将来的に技術者の人材不足が懸念されている中で、技術の継承などが不安視されている。今後は、過去から引き継がれてきた技術の継承と安定的な維持及び向上という観点から、継続的な人材の育成を進めていただきたい。

4 道路公園課

昨年度開設された泉佐野南部公園については、周辺地域にはない立派なもので市として誇れるものであるという印象を受けた。今後の維持管理については大変だと思われるが、市民サービスのため、また、防災拠点という観点からも常に良好な環境を維持し続けていただきたい。

他方で、市が管理する公園が非常に多いとの印象を受けた。将来的に公園が飽和状態になることも懸念されることから、今後、維持管理をはじめとした公園に関する施策を見直すことも検討していただきたい。